

第7回 コミュニティセンター検討委員会 会議録

- 1 日 時 平成 26 年 6 月 5 日(木) 午前 9 時 00 分から午前 11 時 40 分
- 2 会 場 坂井市多目的センター 大ホール
- 3 出席者 別紙出席者名簿参照
- 4 会議次第

I 開会

- 1 副市長あいさつ
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員自己紹介
- 4 事務局職員紹介

II 会議

- 1 検討委員会のスケジュールについて
- 2 コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について
- 3 コミュニティセンターにおける業務分担について
 - ・センター職員の業務内容について
 - ・地域づくりにおけるセンターと市の役割分担について

III その他

- ・次回検討委員会の開催日について

(まちづくり推進課長)

ご案内いたしました定刻になりましたので、只今より第 7 回坂井市コミュニティセンター検討委員会を開催させていただきます。

それでは、お手元の資料の次第に基づきまして会議を進めていきたいと思っております。

今回の検討委員会から新たに各町の区長会の代表の方が検討委員に加わっていただき、総勢 18 名の検討委員会ということになります。それから若干の委員の変更、事務局の異動がございました。それにつきましては、後ほど自己紹介という形で進めさせていただきます。なお、新しい委員さんには机の上に委嘱状をおいてあります。今後ともよろしく願います。

それでは、開催にあたりまして副市長の方からご挨拶を申し上げます。

(副市長 挨拶)

皆さん、おはようございます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、第 7 回コミュニティセンター検討委員会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

また、平素よりいろいろな面で市に対してご協力、ご支援いただきまして、合わせて厚く御礼申し上げます。

さて、コミュニティセンター検討委員の皆様には、昨年 7 月から 6 回の会議、また、先進地視察などを経まして、コミュニティセンターへの移行について様々な視点から検討をしていただくとともに、まちづくり協議会の組織の強化や人材育成などまちづくり全般についての議論をしていただいたところでございます。それをもって今年 3 月に中間報告として検討内容および今後の課題等をまとめていただき、本当にご苦勞様でした。なお今回からは、自治区の区長会の代表の方々にも委員として加わっていただき、中間報告書での課題や意見を整理しながら地域まちづくりの活動拠点となるコミュニティセンターのあり方について細部にわたり検討していただきたいと思います。委員の皆様には、それぞれの立場で建設的な意見をいただき、市民の皆様にとってより良い、また、活動しやすいコミュニティセンター化に、市としては移行してまいりたいと考えておりますので、特段のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

はなはだ簡単でございますが、開会にあたりましてのお願いと挨拶とさせていただきます。本日はどうもご苦勞様でございます。

(委員長 挨拶)

おはようございます。福井県立大学の江川と申します。副市長のご挨拶にありましたように、昨年度 6 回検討委員会が開かれまして、本日は 7 回目でございます。昨年度の取りまとめとして、論点を整理し、課題を抽出した中間報告書が皆様のお手元にあるかと思えます。6 回にわたり非常に活発な議論をしてまいりました。ただ、本年度は新しいメンバーと入れ替わりの方々がいっぱいますので、改めて少しお願いをさせていただきたいと思えます。昨年度から繰り返し私が申し上げてきたことは、協働のまちづくりを推進するにあたって、この委員会そのものも協働のまちづくりの実践の場だと考えております。市民の代表ともいえる方々が 16 名いらっしゃいます。昨年の委員の皆様方には各団体に戻られた場合、あるいは、各市民の方と接する時に、この委員会であったことやここまで決まった、この部分がまだ議論があるなど、市民の方々にお知らせいただき、その意見をまた吸い上げて次回の委員会でフィードバックしていただくようお願いしております。本年度もその形でいきたいと思えます。ただ、後ほどスケジュールの説明があると思えますが、非常にタイトなスケジュールで、これから決めていく作業が増えていくと思えます。なかなか難しいところではありますが、慎重な審議とともに迅速に進めていきたいと思えますので、どうか皆様のご協力をお願いしたいと思います。

(まちづくり推進課長)

今回、委員さんの若干の異動がございました。また、今回から副市長・教育長にも時間の許す限り出席をお願いしております。それでは、新しい委員さんも加わりましたので、

ここで委員さんのみなさんの自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員、事務局 自己紹介)

(まちづくり推進課長)

それでは、協議に入りたいと思います。ここからは坂井市コミュニティセンター検討委員会設置要綱第 5 条の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、江川委員長に議長をお願いしたいと思います。

(委員長)

規定によりまして、議長を務めさせていただきます。なお、今日の会議は 9 時スタートで 11 時半までを予定しております。2 時間半たっぷり議論いただけたらと思います。皆さまのご協力をお願いしたいと思います。

最初に協議事項の 1 から順番に進めたいと思います。協議事項 1「検討委員会のスケジュールについて」の事務局の説明をお願いします。

(まちづくり推進課長)

資料に基づき説明 [資料 1]

[1 検討委員会のスケジュールについて]

(委員長)

只今、事務局から、タイムスケジュールについて説明をいただきました。内容につきましては次の議題になりますが、スケジュールについて何かご意見、ご質問などがございましたらお願いします。毎月、委員会が開かれるということで、皆様のご協力が欠かせません。よろしいでしょうか。

(委員長)

ないということで、後で思いつきましたら挙手いただけたらと思います。

(委員長)

続きまして、次第に戻ります。協議事項の 2 の「コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について」、そして、3 の「コミュニティセンターにおける業務分担について」を一括して協議したいと思います。事務局のご説明をお願いします。

(まちづくり推進課補佐・まちづくり推進課長)

資料に基づき説明 [資料 2・3・4・5]

[2 コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について]

[3 コミュニティセンターにおける業務分担について]

(委員長)

ありがとうございます。事務局からたくさんの資料を用意していただき、その資料を基に説明していただきました。少し確認ですが、協議事項 2 の「コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について」は資料 2 から 4 にあたります。資料 2 では、市の目指す論点として 6 つ挙げられており、それぞれについて、現行と移行後とでどう形態が変わるか、そして、どういう検討事項が残されているか、本委員会で第何回目に議論するのがまとめられた表でございます。そして、法令の制定・改正についても触れられております。ここも非常に重要なところでございます。資料 2 を受けまして、資料 3 と 4 では具体的なイメージ図として示しております。資料 3 は、コミュニティセンター移行後の体制を従来と今後の 2 パターンについて比較をしております。資料 4 につきましては、むしろ市民向けであるかもしれません。コミセン移行後はこういうイメージになりますと示しております。また、右の方は少し詳しくどういうことをするのかということも補足した資料となっております。資料 2・3・4 は全体像についての話で、資料 5 につきましては、協議事項 3 の「コミュニティセンターにおける業務分担について」を展開しているものとなっております。

今日は新しい委員の方もおられますので、まずは資料そのものについて、何かご質問や説明して欲しいところなどがありましたらご指摘をお願いします。いかがでしょうか。

(A 委員)

はずかしい話なのですが、根拠法のまち協の条例を目にしたのは今日初めてです。まち協の立ち上げの時にいろいろと市役所の方と話をしていましたが、根拠法のことについては何も言わなかった。笑い話のようなことですが、それが事実です。

(委員長)

根拠法というか、条例などがいろいろとあるということなのですが、まちづくり基本条例そのものは、おそらくご理解されていると思われませんがどうでしょうか。

そのことに関連してどうぞ。

(B 委員)

今、お話しがあった、まちづくり基本条例は初めて聞いたということについてですが、これは広報にも載ってないし、どこにも載ってなく公開していない。

(まちづくり推進課長)

資料 2 の「根拠法」という部分につきましては、「根拠」という形に訂正願います。なお、まちづくり基本条例につきましては、平成 24 年 4 月に施行いたしました。これについては、広報等で主な条項について解説をさせていただきました。施行前の 12 月に議会で議決をいただいておりますが、その中で、市民に向けての広報については広報紙等で行うと説明させていただいております。また、ホームページでも周知を行ってきております。

(A 委員)

わかりました。そうするとまち協の立ち上げの時にはなかったということですね。当初は、まちづくりと書いていても何もなしにやっていたということなののでしょうか。

(まちづくり推進課長)

合併をいたしまして、4 町の融和を市長が掲げ、均等な発展、また地域の方々と市が協力してやっていきたいと思いますということを掲げました。その中で、地域を一番よく知っている方々にまちづくり協議会の設立をお願いしてきました。19 年・20 年でまちづくり協議会がすべての地区で設立され、4 年後にまちづくり基本条例ができましたので、委員さんのおっしゃる通り設立当初には、まちづくり基本条例はございませんでした。

(A 委員)

わかりました。それで、まち協の立ち上げと根拠法の目的が違ってボタンの掛け違えのような形になって、ここにきてコミセンをやるということでごちゃごちゃになってきたのかなと思います。最初からそれに沿ってやろうとなっていれば、こんな風にはならなかったのかなと感じます。それを今言っても遅いですが、目標を持ってやっていかないといけないなと思います。

(委員長)

非常に重要なご指摘をありがとうございます。今、それを言ってもしょうがないというご発言もいただきましたけど、このまちづくり基本条例には、「基本」がついている条例です。これは広く周知を図るべきものでございますし、市としても引き続き周知を図っていただきたいと考えております。それと、資料 2 の右端を見ていただくと法令の制定・改正というところに、この基本条例は特に変えなくてもよいとなっております。要するに、このまちづくり基本条例の精神そのものはコミュニティセンター移行後も当然ながら生きておりますし、むしろ、このまちづくり基本条例に沿った形でコミセン化が進むという風に理解していただけたらと思います。そういうことで特に 28・30 条は非常に重要です。まちづくり基本条例についても今一度、委員の皆さんも確認していただいた上で、これを前提に議論を進めていただけたらと思っております。

(委員長)

その他、今重要なお指摘をいただきましたけど、中身の議論に入る前にご質問やご指摘がありましたらお受けしたいと思います。

(B 委員)

まちづくり基本条例と先ほど言いましたけれども、私は資料をいただきました。全体で第 33 条まであり、第 1 章から第 8 章まであります。そして、一つの附則がついています。今ほど広報でもお知らせしましたとのことですが、これを見たことがない人はいらっしゃるでしょうか。これが基本になっていくのでしょうから、委員さんに、渡してはどうでしょうか。

(委員長)

ありがとうございます。事務局からの説明の中で、今日配られている資料 5 の抜粋のところについてはご説明があったと思いますが、28 から 30 条以外で重要なところ、関連しそうなところがありましたら、補足をお願いします。

(まちづくり推進課長)

今、まちづくり基本条例は 33 条から構成されているということですが、1 条に目的という形で、協働のまちづくりの定義をし、目的を明確にしております。今はすべての条文がございませんので、次回までには基本条例の逐条解説や過去 5 シリーズで広報に掲載した記事等を皆さんにお渡しするという対応させていただきます。

(委員長)

ありがとうございます。今、事務局より説明があったとおりでございます。引き続き、広報・周知を図っていただくということはもちろんですが、特に今日ご出席の委員の皆さんにおかれましては、こういうことについてアンテナを強く張っていただき、積極的にこういったところに注目をしていただくよう委員長としてもお願いしたいと思います。

(C 委員)

検討委員会の今後の検討の内容の確認として、資料 2 と昨年度末にまとめた中間報告の中の項目「次年度に向けて」の内容を突き合わせしますと、ほぼ網羅されていると思います。しかし、中間報告には「コミュニティセンターとまちづくり協議会の業務内容の範囲と役割を明確にする」という項目があるのですが、今回、この項目が検討課題の中に入っていないようです。現場の人間としては、一番心配な部分なので、それも検討内容に入れていただきたい。

(委員長)

ありがとうございます。今のご指摘は受けて少し修正をかけたいと思います。

(D 委員)

初めてでございますので、昨年検討したことに戻って質問してしまうかもしれません。

最初にお聞きしたいのは、この検討委員会は、今後コミュニティセンター化を「やる」「やらない」という賛否を問う場ではないという解釈でよいのでしょうか。

(委員長)

それで結構です。内容を詰めていく場です。

(D 委員)

最終的には結論というのは、どうしたらいいのでしょうか。

(委員長)

事務局に代わりお答えしますと、コミュニティセンター化するかどうかということについては、すでに「する」ということで進んでおります。その内容について、どのようなコミュニティセンターにするか、また、より良い協働のまちづくりを進めるためにまち協やコミュニティセンター、あるいは関連する団体がどうあるべきかという内容について議論する。そして、この検討委員会でその内容を詰めていくという場です。

(委員長)

よろしいでしょうか。もし、その辺で食い違いが生じますと、最初から議論にならないのでよろしいでしょうか。

(D 委員)

若干食い違いがあったものですから、個人の考えとして、別にコミュニティセンターにしないで、一般生活者には何ら問題がないという考えがあったので質問させていただきました。

(委員長)

そういう観点は大事だと思います。今日イメージ図が出ておりますが、これを一般市民から見て「変わる場所・変わらない場所」や「必要性」などについて、趣旨を十分に理解していただき、他の方に説明できるようになっていただきたいと思います。

(A 委員)

また話をぶり返すようになりますが、まちづくりの条例があってもなくても我々が当初から立ち上げてきたまち協のあり方というのは、このイメージのように持っていこうという趣旨でやっています。それで、いろいろと去年の検討委員会の話を見ていますと、4町にそれぞれ温度差があるということで区長会もまち協も関わり方に違いがある。その辺を詰めていくことが一番大事かなと思います。なので、大筋ではこのような方向でやっていくことでいいのかなと思います。そして、業務内容をはっきりとするといってもなかなか難しいかなという気がします。まち協の業務内容とコミュニティセンターの業務とはほとんど重複するのではないかなと思いますので、重複しない部分をはっきりすれば良いかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。中身に入ってきたような感じがしますので、中身の検討に入りたいと思います。

資料2から5、議題でいいますと「コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について」と「コミュニティセンターにおける業務分担について」。3の方はより具体的で2は全体像に近いお話かなと思います。どこからでも結構ですので、ご意見・ご質問のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。

(E委員)

資料2でコミセン化の趣旨と書いてありますが、マンパワーが非常に大事だと思います。趣旨のところに「地域づくり事業におけるコーディネート（調整）役を担う職員を配置する。」と書いてありますが、具体的にどのようなイメージをされているのかお聞きしたいと思います。

(委員長)

事務局をお願いします。

(まちづくり推進課長)

現在も公民館長さん、また、まちづくり協議会の会長さんや事務局長さんを中心に地域づくりに頑張っていただいているということは認識をしているところです。コミュニティセンターに移行された時には、センター長さんやセンター職員には、まちづくり協議会や区長会、地域を構成する各種団体との連絡調整をしながら、地域づくりのコーディネート役を担っていただきたいと考えています。

(委員長)

ありがとうございます。

(F 委員)

今ほどの館長のことで再度確認したいのですが、現在の公民館の館長職員が、そのままコミセンになっても移行するというのが一番スムーズだと思うのですが、そういった方々にコーディネート役をお願いするという事なののでしょうか、それとも新たにコーディネーターに長けた方を増員させるということなののでしょうか。

(まちづくり推進課長)

現在の考え方といたしましては、センター長さんが中心となり、一緒になって取り組んでいただくという形をお願いしたいと思っております。当然、そういう地域づくりのいろいろな活動の内容については、まちづくり協議会の役員さん等が中心となって取り組んでいただきますが、その先導的な役割をセンター長さんをお願いしたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。他の委員いかがでしょうか。

(G 委員)

公民館をコミュニティセンターにするという中で、教育委員会部局から市長部局に変わるという形になっております。市長部局に変わり、資料の下の方に職員は市長が任命・雇用するという形になっているため、言葉は悪いのですが、下請け的に福祉関係とか防災とかいろんなものを、今まで以上に地域でやってもらうという、当然やらないといけないのですが、それが指導しやすいからそういう形にもっていくように見えます。そういう形になっているとまちづくり基本条例の30条の自主性を持って運営を図るという形から少しかけ離れてきて、行政主導という形が強く出ているように感じます。特に「センター長＝まち協の事務局長」ということになると、市で任命した人がまち協の事務局に入っているのと頼まれるといった形に見えてしまうので、その辺をもう少し検討していただきたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。まちづくり協議会の自主性および自律性を尊重すると謳っている一方で、任命権や形態上の下請け的なところであるとか、少し自主性を阻害するような仕組みが懸念されるというご指摘だったかと思っております。資料の中で含まれている部分もあるかと思っておりますが、事務局の方で少し補足説明をお願いします。

(まちづくり推進課長)

あくまでも協働のまちづくりを進めるには、地域の自主性・主体性を尊重して重んじて

やっていきたいという考えに変わりはありませんし、決して行政からの下請けをお願いする形でのコミュニティセンター移行ではございません。例えば、まちづくり協議会や地域が、防災のことや健康づくりのことで何かをしたいといった場合に、直に担当課の方からアドバイス等ができる体制、つまり教育委員会・公民館を経由しなくても伝達・連携できるような体制をとっていきたい。いわゆるスピードアップに繋がって事業が円滑に進むような体制をとりたいというような意味合いを込めて市長部局に移管するというところでございます。ただ、行政からのお願い事をするためにコミュニティセンターに移行するのはございません。

(委員長)

ありがとうございます。少し重要な件ですけども、何か追加でございませんでしょうか。

(H 委員)

今の話題は、非常に大事な要素だと思います。まちづくり協議会をなぜ坂井市が採用したかという根本的なところに入ると思います。なぜ坂井市が福井県内では導入されていないまちづくり協議会というものを立ち上げてやっていこうということになったのかを考える必要があります。

今日の資料では、資料4の右下のところに「市長部局（福祉・防災・環境）」という文字が大きく書いてあります。しかし、イベント・行事をやりましょうということはここに書いてはない。ということは、こういう所にポイントを置きながらいろいろ人集めなどをしながら活動をやっていこうというところに狙いがあるのだらうと思います。

協働のまちづくりをやっていくという目的がどこにあるかという視点で見たとき、合併して住民と行政の間が遠くなった、そういったものを協働のまちづくりの中でどういう風にしてカバーしていけばいいのかというところが、まちづくり協議会を立ち上げた根本になっているのではないかと自分はそう思っています。

そう考えると、今日示された案を進めていけばいいのではないかと思います。自分の意見としては、坂井市のまちづくり基本条例がまち協を立ち上げてからできたということが、今現在、非常に難しい状況をまねいていると思います。今回はそういうことがないように十分検討して、前に進まないといけないのではないかとというのが自分の思いです。

(委員長)

ありがとうございます。ほぼ私も同感の内容でございます。一つ、私の方から H 委員の議論に乗らせていただきます。資料4のイメージ図の中で、ふれあい交流活動などの市民目線での活動がいろいろと含まれているところではありますが、右下の図のような形で、組織を作り行政がどのように支援するのかという図にしますと、どうしても市長部局が福祉・防災・環境に代表されるような行政の組織からみた支援が強調されてしまいます。当

然ながら市が作る資料としてはこういう風になるのかなと思いますけど、市民目線でもう少し、実際のまちづくり協議会は広くまちづくりに関するあらゆる住民のニーズに合ったようなことをやりますという左のイメージ図に近いような部分をこの組織の関わりの中に少しでも表現できたらいいのではないかなという感想を持ちました。

今、まち協の自主性・自律性、まちづくりの自律性・自主性というところと実際の制度設計の枠組みというところについて、非常に重要な議論がなされているところでございます。関連して、他の委員ご意見ございませんでしょうか。

(B 委員)

資料 5 の中に、センター長・センター職員とありますが、センター長さんはまちづくり協議会の事務局長さんであると、イコールになっています。現在は、事務局長は民間人です。将来、コミセンになったら、これでやりたいということなのか。それを確認したいのですが。

(委員長)

ありがとうございます。資料 2 の方では「例」という文字がついておりますけど、資料 5 の方では「例」が抜け落ちているという気がしますが、事務局お願いします。

(まちづくり推進課長)

コミュニティセンター移行後、センター長さんには、まちづくり協議会や地域活動を行う団体との連携・関係を強化したいということでまちづくり協議会の事務局長的な役割を担っていただきたいという考えを持っております。しかし、23 のまちづくり協議会の中でいろいろ状況等もあると思いますので、事務局長となるかの判断は、最終的には地元の方で決めていただく形になると思います。

(委員長)

ありがとうございます。

(I 委員)

今のことに関連して、少し私の意見を申し上げたいと思います。今現在は、公民館長の任命は地区の区長会、まちづくり協議会の推薦を受けて教育委員会が任命しています。そういうことで現在、公民館長の職を受けております。そして、まちづくり協議会につきましても、支援という立場で協力しなさいよという形になっております。今回この案でいきますと資料 2 では「例」がついておりますし、資料 5 ではついていない。と言うことは、行政といたしましては、「センター長 = まちづくり協議会の事務局長」ということで考えていると思われれます。今までは、公民館長はまちづくりの支援ということですから、地域

でいい人を選んでいただいて教育委員会で任命していました。今後、簡単に申しますと、人は地域で探してください任命はします、そして任期は 1 年、そして非常勤の特別職。主事さんにつきましては、臨時職員の主事という形になっていきます。やっている仕事はさほどこれからも変わらないと思いますが、ただ、受けた側の職務の立場としては大変重くなるなど感じております。そういうことで、任命についての問題、それと、任期の問題、雇用期間の問題があります。今は館長も職員も任期は 1 年でございます。そういうことの改善策はどう考えていくのか。そういったいろんなことが考えられます。今後の課題として発言させていただきました。

(委員長)

ありがとうございます。段々、現実的な議論に移ってきたという風に思っておりまして、今、I 委員のご指摘されていることは昨年の委員会の中でも何度かご指摘いただいたことでございます。今日議論すべきところと、第 9 回で議論すべきところが少し混ざっておりますというところと、「センター長 = まちづくり協議会事務局長」という記述についての 2 点について、事務局の方から再度、説明をお願いします。

(まちづくり推進課長)

今現在は、公民館長採用におきましては、坂井市公民館長の服務及び事務委任に関する規則で任期は 1 年、また、協働のまちづくりについては支援を行ってくださいという規定がございます。そういった中で、コミュニティセンター移行後におきましては、地域づくりの中に深く関わっていただきたいという考えがありますので、はっきり申し上げますと、I 委員さんがおっしゃったように責任は重くなると思います。ただ、今後、任期 1 年の問題や制度的なことについては、9 回目にお示しができると思いますが、担当部局の中でいろいろと協議を行って、また皆様にお示しをしたいと思っております。

(委員長)

ありがとうございます。私もこだわって申し訳ないのですが、事務局案の「センター長 = まちづくり協議会事務局長」の部分で、資料 2 では「例」がついていますが、資料 5 では「例」がとれていることについて、ご説明をお願いします。

(まちづくり推進課長)

あくまでも例えばということですが、こちらの思いとしては、先ほどから申し上げていますが、センター長さんにまちづくり協議会で地域づくりの中心的な役である事務局長の役割を担っていただきたいということです。資料 5 でも「例」ということで考えていただければ結構です。

(A 委員)

今ほどの事務局の説明である「センター長はコーディネート役を担う。」という案は良いことだと思います。私のまち協では、立ち上げた時から3年間ぐらいまでは、当時の会長・〇〇さんが詳細な立案をして、それを下の役員が諮って進めていきました。しかし、この進め方ではもたないということで、やむを得ず公民館に事務の一部を頼んだことがあります。

この案ではセンター長がまち協の事務局長となっていますが、センター長一人では何もできません。我々のまち協では、企画したものを総務部会に持っていき、総務部会にいる各部会の部会長・副会長、区長会長に対して、「こんなことをやりたいけどそれでいいか」と了解を求めています。この様に公民館長の負担にならないよう配慮をしています。逆にまち協の会長だけでやれとなっても、できないと思います。みんなが協力してやろうという方針と、センター長の業務分担も必要になります。

センター長がコーディネート役を担い、まち協の事務局長的な役割をするという方向についてはいいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。実際の現場から貴重なご意見をいただいたと思います。整理しますと、考え方については概ね了承いただいていると思いますが、どうしてもセンター長というところに重い役割を背負わせるとともに、事務サイド的にもいろいろ大変になると、そのあたりも配慮いただきたいとのことだと思います。そのことについては、第9回において引き続き事務局から詳しく提示いただいた上で、待遇、負担軽減の配慮についてのところで、ご協議いただきたいと思います。意見のある方は、第9回までに事務局等々にいただければと思います。

(F 委員)

コミセン化の元々のスタートは「公共施設のあり方について」というところで、当初は、まちづくり協議会が地元で立ち上がってきているのだからまち協に公民館を任せてはどうだろうかという考えだったと思います。公共施設の指定管理という流れの中で、当時はまち協サイドとしては無理があるという見解でした。そこから修正しながら現在のコミセン化になったと思います。コミセン化を進めていく条件としては、私もまちづくり協議会の一員ですので、まち協に対するテコ入れ策を具体的に示していただいて、市がここまでしていただけるなら、まち協もコミセンを担う使命感みたいなものを持てるようにして欲しいと思います。この資料には全市をあげて支援をするとありますが、23のまち協のうち、上り調子でいっているところもあれば、中にはトーンダウンしているところもあります。そういうところをしっかりとサポートするなり何かテコ入れしていただきたいと思います。モデル事業に手を上げて進めていくまち協もあるでしょうけど、とり残されてしまうまち

協もあるのではないかと心配です。いざコミセン化となった場合に、うちのまち協はできないよとならないよう、確認は必要だと思います。

(委員長)

ありがとうございます。これも具体的な案は事務局から示されていませんが、資料 2 である No.3 のところで、コミュニティセンター移行の趣旨で「まちづくり協議会における主体的で…」の趣旨の中で、今後、交付金であるとか、モデル地区であるとか、いろいろな支援策を検討していこうとでございます。第 9 回でも具体策について検討するというので、今回は全体的な枠組の中で協議をしています。副市長お願いします。

(副市長)

F 委員のご意見のとおり、まちづくり協議会が設立したときから方向性としては、将来的には公民館をまちづくり協議会に運営をお願いするという話がありました。その中で地域協議会、区長会に説明しながら早期に実施する予定でしたが、まちづくり協議会ではすぐには難しいということで、まちづくり協議会の強化策の一環として先ずコミュニティセンター化を実施するものです。

まちづくり協議会には地域づくり事業を活発にさせていただいて市としては感謝しております。ただ、設立から 5 年余り経過し、まちづくり協議会が苦勞されている中、コミュニティセンター化して事務局をまちづくり協議会でスタートできれば、まちづくり協議会が活発化し、イベントの実施、地域の連帯感、他団体との連携、地域の課題を話し合っただくようになると思います。事務局体制の強化に加え交付金ですが、あり方や使い易い、どういう交付金がいいのか、意見を踏まえてまちづくり協議会の強化に取り組んで参りますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。関連してどなたかご意見ございませんか。

(A 委員)

今のことに関連してですが、自己紹介でも話をさせていただきましたとおり、公民館は大きな歴史的な転換期を迎えているとの認識をもった方がいいと思います。公民館が出来たのは、戦後の敗戦から福井地震にかけて、青年団活動が自然と湧き上がり、青年団活動が地域おこし、豊かさと楽しさを求めて青空の下で活動を行ってきました。

その情勢の中で社会教育法が昭和 23 年にでき、公民館ができて活動の拠点になり、今日に至っています。現在、地域の絆が失われていく中で、公民館の活用を考えますと、福祉、防災、教育の面でも活動の場にしていこうという趣旨が生まれてコミセン化を推進していくことになると思います。公民館は大きな歴史の転換であると思います。生涯教

育の場としてやっていたものが、いろいろな場になって絆づくりをやっていくとなると、防災や福祉の面も当然出てくると思います。まちづくり協議会で福祉の活動をしようと思っても、「まち協で福祉なんてどこもやっていない。」と蹴られたことありました。去年は防災訓練もしましたが、防災についてもまだまだ足りないところもあります。コミセン化は地域の絆を作っていかなければならない拠点施設になるように考えるといいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。

F 委員からまちづくり協議会の自主性をもってまちづくり活動をすべきではあるが、現実を超えるべきものがあるということで問題提起をいただきました。

副市長からは、コミセン化がまさにまちづくり活動を強化するためのひとつの方策であるという明確な回答をいただきました。

A 委員には実際の経験を踏まえつつ公民館からコミセンになるのは時代の要請であるということでコメントをいただいております。

この委員会の中で、まさにどのようにしてコミセンがまちづくりの強化に結び付くのかを詰めていきたいと考えていますので、これからは具体的な議論を進めていきたいと思えます。まちづくりが実際に自律性をもたせるためには、ひとつはコミセン化という大きなきっかけになるかと思えます。具体的には、人的な面、お金の面、あるいは市の位置づけ、他の団体との協力関係、いろんなキーワードがあると思えます。その辺りで少し議論を進めていきたいと思えます。関連してご意見ございませんか。

(F 委員)

先ほど副市長の方から回答をいただきましてありがとうございます。まちづくりを進めていく中で、使い易い交付金など考慮していただいている点よくわかります。今回、事務局を充実するとのことですが、予算と事務局、それからもう一つは人材だと思います。人材をどう確保するか。8~9回あたりでその辺の話はされると思えますが、資料に具体的に書いてあることは、「地区内の各種団体に対して参画を誘導する。」市の方からそのような方向性を出してもらうのは大変有難いところなのですが、ややもすると各種団体が昔ほど活発に活動していません。特に一番参加して欲しい若者や女性、青年団や婦人会など機能していない団体もあります。そこを誘導するのもいいのですが、その組織強化を促すこともそれぞれの担当部局がやらなければならないのかなと思えます。我々としては現場としてはそういう団体に入りたいと思えますが、そういう団体は現在、元気がないと見受けられますので、そういう団体に対する強化策もお願いしたいと思えます。

(委員長)

ありがとうございます。資料2でいうとNo.5の「まち協の組織強化を…」の趣旨のところ

で指摘がありました。あと、1時間ほど予定としてございます。今のところについて議論を深めたいと思います。最後に資料5「コミュニティセンターにおけるセンター職員・市の役割と具体的な業務について」ここは未だ具体的に議論していないので、ここでの議論については後で時間をとりたいと思います。

その前に、コミセン化の趣旨のところの具体的にお金、人、予算、事務局の充実、交付金関係、各種団体との連携、というところでございます。

各種団体との連携というところでご意見いただけませんか。

(G 委員)

私どものまち協では、近江八幡市の八幡学区まちづくり協議会を参考としながら、各種団体の参画について検討しており、区長会をはじめとして地区内の団体には参画していただくよう確認をしております。

しかし、懸念をしていますのは、コミセンの進め方がひとつの形で固められていく感じがします。今ほどの各種団体の問題ですが昔の団体を復活させようと思っても中々難しいと思います。今は今のやり方でやっていくべきだと思います。やはり、人材のところ、雇用など自由な人材の育成をまちづくりでできるような体制が必要だと思います。現行の交付金要綱では、一切、雇用に使ってはいけないことになっています。HPを製作してくれる人材にも手当したいと考えます。ひとつの形に固まるのではなく、地域、地域でいろんな形があっていいと思います。近江八幡市のように「金は出すが口は出さない。」という形が現場として感じるところです。

(委員長)

ありがとうございます。あまり固めずに柔軟な運用が地域の自主性によってできるような形が望ましいとのご意見をいただきました。ただ、行政の条例とか制度的な枠組みはある程度固める必要がございます。固める部分というところが、どこまでやるのか非常に難しい問題で、最後まで残る課題かなと思います。

他の委員、関連していかがですか。

(J 委員)

私は、まち協の会長と区長会の会長を務めさせていただいています。コミュニティセンターに移行した場合に、地区の方々がどれだけ協力してくれるのかなと心配をしています。現在のまちづくりの役員がどれだけ地区にお願いをして、十分な活動ができるのか不安があります。

一番いいなと思う方法は、コミュニティセンターに移行した時に、まちづくりの今の組織を半ば解体し、地区の主要な人材と一緒にコミュニティセンターに入れて役割を与えた方がうまくいくのではないかと思います。今の各団体の役員の方々に協力してもらおうと

しても中々していただけません。これは、団体そのものの仕事がたくさんあります。だから、コミュニティセンターの仕事に協力してもらおうと思っても 30%程度ぐらいしかしてもらえないと思います。だから、館長自身が人集めに奔走するという形になりかねない。それで、コミュニティセンターに移行する時に、コミュニティセンターと地域とまちづくりを一体化して大きな包容力のあるものに何か工夫し、改めていただければ幸いかなと思います。

(委員長)

ありがとうございます。H 委員は今の関連するお話でしょうか。

(H 委員)

私どものまち協では近江八幡市の中堅どころのまち協へ視察に行きました。そこでは、公民館事業として実施していた行事をまち協の事業に置き換え、まち協の組織づくりをしています。つまり、公民館の事務局的な要素を担っている事業である青少年育成事業や区長会等、公民館が担っていたような影の機能をまち協の事業に統合しています。今日の資料にある「センター長 = まち協の事務局長」ですが、中堅のまち協では是非、採用すべきではないかと思います。中堅どころから小さなところは、大きなことは考えず、身の丈にあったまちづくりを進めるために見合った組織づくりをどうすべきなのか考えるべきだと思います。

(委員長)

ありがとうございます。J 委員から区との関係についても少しご指摘がございました。H 委員からはセンター長とまち協事務局長の関係が、それぞれの地区の規模に関係して柔軟に対応していくという方法もあるのではないかというご意見をいただきました。

(K 委員)

今まで皆さんのご意見を聞きながら感じたことですが、まち協にはこれまで設立から携わって今日まで来ていますが、経緯を見ても、当初はいろいろな問題がありながらも経験を積みながら、いろいろな問題点を改善したということで、地区に対するまち協活動の恩恵は十分にあると思います。各まち協にはいろんな課題や地域の温度差があるところですが、我々の地区では、地域が活性化しまち協に感謝しているところですが、まち協自体の問題は非常に難しいと思っています。今日の資料には、これまでの委員会を 6 回開催した上での方向性が示されていると思います。今後 9 回以降で実際的な課題に入っていくと思います。今の時点で、意見を交わすよりも、9 回以降の例えばモデル事業のところである程度具体化されると思いますので、その中で議論ができるものと考えます。これまでの委員会で皆さんの各地域のご意見は十分伝わっていると思いますので、市の方も考慮して

いただきたいと思います。交付金についてもいろいろと束縛があるとのことですが、税金を使わしていただいている訳ですから使い方の制限はやむをえないかなと思います。まちづくり推進課の方でも逐次意見等は聞いていただいていますので改善面は十分に反映されていると思います。

(E 委員)

私も区長をしています。資料 4 にある PR 版ですが、コミュニティセンターの内部は描かれています、区との関係がありません。そこをもっとアピールできたらいいと思います。これから、市民に対する PR として趣旨も浸透させていくと思いますので、今後の資料づくりとして要望させていただきます。

(委員長)

ありがとうございます。資料 3 はどちらかと言うと検討をするための資料で、資料 4 は昨年度から議論しているイメージ図ですが、これがわかり易く表示することが中々難しく、今、E 委員がご指摘いただいたことが最終的にとても大事になってきます。見え方という部分で難しい部分です。「住民への周知方法について」ということで第 9 回に予定をしていますので、そこで議論していきたいと思います。

(C 委員)

E 委員から区との関係についてご指摘がありましたが、公民館がコミュニティセンターになるということは、時代のニーズに応じて、社会教育だけでなく横断的にいろんな分野の話題が飛び込んでくる時勢の中、スピード解決ができる市長部局との関係を見据えてのことであると思います。新聞等でいろいろ坂井市のコミセンのことが出ていますので、市民の方で関心のある方からは「コミセンとは、どういう風になるの。」という話をよく聞きます。市民から見て「コミセンになっていいね。」と少し目に見えるものが打ち出せると良いと思います。広報や冊子等で説明するのも大事ですが、実際に地域の方がコミセンになって良かったと思えるようなものがあると、公民館長も業務的には重くなると思いますが、地域の方からいいねと言ってもらえると、多少の負担感も吹き飛んでしまうので私たち館長もやり甲斐をもって仕事ができます。

(委員長)

ありがとうございます。これも昨年度から持ち越している課題であり、私自身もうまく表現できませんが、何となくコミセン化していいねって皆さんおっしゃいますし、ここにご出席の委員は趣旨を十分に理解されて確信をもってらっしゃると思います。ただ、あまりに変わることにに対して積極的でない方に説明する場合には、私もつい「何も変わらんよ。」という説明をしてしまいます。逆に変えたいと思っている方に対しては「こんな良いこと

があるよ。」ということを説明したりして、私自身 2 枚舌になってしまうこともあります。そうならないように、委員の方々、我々含めて 20 名の方が市民と直接、接した時に少しでも自信を持って、「こういう風に良くなるよ。」とか「こういう風になるんだよ。」と言えよう共通認識を持って、それを表すような資料を今後詰めていけたならと思っております。

(A 委員)

共通認識というのは、一番最初にまち協を立ち上げるときに、みんなで協働して何を目的に作るのかというところを話し合いました、そこで出てきたのは、「地域の絆づくりと誰もが安心して暮らせる●●のまち」でした。防災、福祉、教育関係ありますが、一言でいうと地域の絆です。これまでやってきて気が付いたのは、そのプロセスの中で地域の絆ができ、今まで知らなかった人と色々な会話ができ、話し合っている色々な協力ができるようになりました。その協力が一番大切だと思います。それしかないと思います。まち協の共通認識とは「絆づくり」と「誰もが安心して暮らせる」ということです。

(委員長)

ありがとうございます。まちづくりそのものの原点に立ち戻ってのご意見をいただきました。

ご意見が無いようでしたら、先送りをしておりました資料 5「コミュニティセンターにおけるセンター職員…」のところに入りたいと思います。ここでは、センター長・センター職員、公民館長・公民館職員それぞれが施設を管理する業務、社会教育の推進業務、地域づくりを支援する業務という形でマトリックスの表ができています。この協議の中で一番具体的なところがございます。

再度、ご覧いただいた上で、こういうところは賛同できるよ、こういうところはちょっと違うのではないのかというふうに追加、修正、ご意見、ご質問なんでもよろしいので、議論を進めたいと思います。

(L 委員)

先ほどから議論しておりますセンター長が協議会の事務局長を兼ねる、事務局長的な役割を担うということで、不安を持っているところですが、ひとつには、センター長ですと施設管理の責任者、社会教育の責任者、さらにはセンター移行の大きな柱でありますまちづくりのまとめ役、そういったことまでも耐えられるか不安をもっています。昨年、はじめて公民館に寄せていただきまして、まちづくり協議会の事務局長的な仕事もさせていただいていますが、今年は民間の方に事務局長をお願いしまして少しそういったところの不安が少なくなってきましたが、今まで以上にコミュニティセンターになることによって業務内容が増えるということを考えると、不安が拭えないわけですが、H 委員さんから話

があった公民館的な行事をまちづくり協議会として発信元をより太くして地域の方にやっていただく方法もあるのではないのかとの意見がありました。公民館職員としては大きな不安を感じているところです。

(委員長)

公民館長代表の委員、ご意見ございませんか。

(M 委員)

△△地区には 7 館ございますが、現在の公民館長である方が既にまち協の事務局長的な役割を果たしている館も多くございます。また、区長会の業務も地区によっては担当している館もあります。コミセンに移行してもそのままいけると思いますが、但し、現在の公民館が支援するという曖昧な範囲、微妙なところがあります。私も△△地区まち協では昨年は事務局長、今年は事務局次長ということで携わっています。職員は 2 名おりますが、1 名は庶務的なことを担当し、もう 1 名は編集委員会の事務局を担当しています。広報発行については各部会の代表の方 5 名と地区からの区長会 4 名の合計 9 名で編集委員会を組織しており、カラー版を年 4 回、作っています。1 か月に 1 回ずつ編集委員会を開いています。そういう編集を庶務職員が担当しています。センター化した時に職員達がどの範囲までまち協の事務を担当するのか、それが今のところ悩むところです。これはまた別の機会に協議があるようですが、現状は以上のとおりです。

(C 委員)

ここにいる 4 名の館長は共通認識ですが、職員は臨時職員の身分で、夜の会議は週に 1 回ほどあります。もちろん職員を出さず私が出ることもありますが、やはり 1~2 回出ることがありますし、土日も行事もありますし、臨時職員の立場としては過重かなと思います。事務局にお尋ねしたいですが、前にまち協の活動指導員を雇用できるような話があったと思いますが、週 3 回の勤務とか…そういう案はどうなっているのでしょうか。

(まちづくり推進課長)

近江八幡市がそういう形で交付金の中でまちづくりの職員を雇用しているという形態がございます。当市においても交付金の見直しとして対応できるものはしていきたいと思えます。財政的な面もありますので十分協議を進めてからとなります。

(C 委員)

公民館をコミセンにして横断的に活動できることが私のイメージですが、でも、まちづくり協議会がコミセンの運営を担うというところが、具体的なイメージが湧きません。今のセンター長がまち協の事務局長となると、センター長の意見がまち協の意見になるので、

そこが目に見える形かなと思いますが、まち協支援員の方がいらっしゃると職員の気持ち的負担も少し和らぐのかなと思います。地元の方に来ていただいている時には職員も仕事ができないので、その間ちょっと手が空いてしまうんですね。その分時間が余分にかかってしまう現実がありますので、そういうところで、まち協に関わる方がいらっしゃると現場として有難いと思います。

(委員長)

ありがとうございます。具体的な議論に入ってきていると思います。

(I 委員)

私も現状について話をさせていただきます。今、現在の◇◇地区では館長になっている方は元々役所OBが大半です。ということは行政に精通していますので、今回の案はそういうところも考慮したのだらうと思います。ただ、まちづくり協議会というのは民間の団体ということになりますので、民間の方が事務局長をした方が一番ベターなのかなと思います。私の地区の例では、私は事務局次長という立場で、協力は当然しますが、事務局長となると疑問を覚えます。行政に関わることは私が担当しておりますし、センター長が事務局長となると押しつけ的なことにならないか、「センター長が事務局長」と明記することには疑問を感じます。

(委員長)

ありがとうございます。4人の委員の方から公民館についての現状と懸念事項を中心に指摘をいただいたと思います。公民館事業、社会教育・生涯学習の推進方法については、次回の第8回で深めてまいりたいと思います。第9回では、関係して組織体制であるとか、待遇であるとか、具体的に人をはめていく作業に入っていきますので、今日の議論を踏まえて第9回に持っていきたいと思います。

事務局の方で、今日の議論の中で、いろいろな現状と今後の課題や懸念事項が出されたと思いますので、整理していただいた上で第8回・第9回に臨んでいただきたいと思います。

今の4人の委員さんの現状と課題等々を踏まえまして、再び資料5に戻りましてご意見ありましたら伺いたいと思います。

(L 委員)

今ほどの公民館長のお話をお聞きしまして不安を覚えるのですが、現実として公民館長が事務局長を兼ねることができるのかということところです。会議は夜間に集中しております。職員は1年間の雇用で、1年1年交代していくとなると継続性がなくなります。センター長はコーディネーター等の役割がありますので不安があります。うちの場合は3人の職員が

おりますが、土曜も日曜も月に1~2日休みがあっても、休みが少ない。1日1人しか勤務できない状況になっています。1年間の臨時職員は課題になります。2年ですか、対応できるのか不安を持っています。

(委員長)

それでは、教育長お願いします。

(教育長)

今のL委員さんのお話ですが、公民館の館長、職員につきましては、1年の任期としております。それぞれの地域のまち協の会長さんや区長さん方のご推薦をいただいて教育委員会として任命をさせていただいていますが、任期については、これまで、仕事が合わない、辞めたい等、いろいろな事案もあり、コミセン化のことを含めて1年とさせていただいているところですが、当然、再任を妨げないということで、何回もずっと地域で良いという限りにおいては、ずっと続いてやっていただいております。ただし、館長さんについては、70才という年齢制限だけさせていただいて、他に制限はありませんので、地域の方々が来年も再来年もしてくださいということなら、ずっと続くということになります。安心をして働いていただいたらいいなと思います。でも、まあ1年の形をとると不安であるとの声を聞いておりますので、それについては今後の課題として捉えています。

(委員長)

ありがとうございます。話は脱線しますが、私も5年任期で大学講師を務めております。継続はしていただけるのですが、5年で首切られるという可能性があることは非常に不安です。この辺りを含めて、制度設計していただければというふうに思います。

(F委員)

今日の前段のところで確認させていただきましたのが、コーディネートを配置するとの箇所、これは増員ですかとお尋ねした時に、増員ではないとのことでしたが、まちづくり協議会を立ち上げる当初、館長と主事の2人体制のところは、仕事が増えるのだから増員していかなければとの流れがあったと思います。そういう話は立ち消えになっていると思いますが、私どもの公民館はその流れの中で増員となりましたが、公民館の中に1公民館1主事のところがまだあります。まちづくり協議会の活動というのは、夜の会議や週末ですので、館長・主事の負担がかかってくると思います。我々もどうしても頼ってしまうのですが、我々は現場を動かしたいので、事務局的なことは事務局にお願いしてしまうので、事務局の負担はかかってくると思います。

市は、コミセン化を進めるということであるなら、心意気として支援員はいいですよ、やりましょうと発表したらどうですか。そこまでの心意気が感じるならいいなと思います

が。

(副市長)

今ほどの人的な支援についてですが、現公民館は、基本的には3人体制で、2人体制もあります。元々考えましたのは、まちづくり協議会の中で職員を雇用し、人件費を市が支給をするという方向性を出しました。しかし、そうした場合に、今のまち協で人を雇用することは難しいということで、今回このような案を出しました。

まちづくり協議会は、市の指示で事業を行うということではありません。まち協が自主性をもって主体性をもってやっていただければと思いますので、市の下請けという仕事をセンターに持っていくことは全くございません。

人的な支援ですが、現在の公民館の希望も踏まえて、人口の多いところ少ないところなどもありますので、体制としてはどういう方向がいいのか、市として考えていきたいと思えます。まちづくり協議会は坂井市の大きなまちづくりの核でございますので、よろしくお願ひします。

(委員長)

ありがとうございます。B委員お願ひします。

(B委員)

二つほど確認させてください。現在の公民館主事さんの待遇と同じ条件を考えていらっしゃるのですか。

それからもう一点は、世帯数が多いところが増員を考えられるのか、よろしくお願ひします。

(まちづくり推進課長)

センター職員の待遇につきましては、現在の公民館の待遇をそのまま引き継ぎたいと思えますが、それについても今後内部の方でも協議をしましてお示しをさせていただきたいと思えます。副市長が申しあげました世帯数に応じた人員配置につきましては、またお示ししたいと思えます。

(委員長)

ありがとうございました。次回以降、具体的な提示をいただくということでご了解いただければと思えます。この他、いかがでしょうか。

次回以降、戻ってご発言をいただいても結構です。

本日は資料をいろいろとご用意いただいた中で、資料2「コミュニティセンター移行の趣旨と今後の検討課題について」、ここでは6点の趣旨について共通の認識ができたかなと思

います。あと、これに加えて役割分担をもう少し加えるべきだということを踏まえていきたいと思っております。この現行の形態から移行後の形態、今後の検討事項についても方向性についても了承をいただいていると考えます。

資料 5 について「コミュニティセンターにおけるセンター職員・市の役割と具体的な業務について」、資料 2、資料 5 共通でございますが、考え方はわかるけど、負担が集中する可能性があるとか、そういう面で心配があるということで、次回以降、具体的な内容に入る中で懸念事項が払拭される前提の下で、資料 5 についても了承いただけたのかなと思います。細かいところですが、「センター長 = まちづくり協議会事務局長」というところについてはあくまで例示ではございますが、市としては理想的な形と思っているとコメントをいただいております。ただ、それは地域によっていろんなやり方があるだろうと各委員からご指摘をいただいたところかと思っております。

ここで、再度、教育長にご発言をいただきたいと思っております。

(教育長)

日頃より大変お世話になっております。また、コミュニティセンター化についてご検討いただきありがとうございます。皆さんからいろいろとご意見をいただきながら、より良いものにしていきたいと思っております。まち協の方々のお力をいただいておりますが、その中で、各地域に豊富な人材がおられるのではないかと思います。その人材をいかに吸い上げていくか、みんなに協力いただきながら、その地域に合った活動ができるのが理想ではないかと思います。そのような、広域行政になって手が伸びない部分を申し訳ありませんが、地域の方々や特にまちづくり協議会の方々のお力をいただきながらやっていただきたいということで、コミュニティセンター化を進めていくものです。

それともう一つ、先ほど、F 委員さんからご発言があったのですが、公民館の館長・主事につきましては、まちづくり協議会ができたということで、館長 1 人、主事 2 人ないしそれ以上という形で配置してきていたのですが、まだ、館長 1 人、主事 1 人というところがあります。これは、地域の方々と話をしながら「1 人でいいですよ」ということを確認しております。もし、地域の中で 1 人増やして欲しいとかの要望があったら、すぐにそういう風にしていきたいと思っております。今後、コミュニティセンター化になっていった時に、しっかりと人員についても話し合いをしながら進めていきたいと考えておりますので、なお一層のご協力をお願い申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。最後に太田先生から全体のご意見・感想を取りまとめたいただけたらと思います。

(副委員長)

皆様、大変ご苦勞さまでございました。今回、皆様から貴重なご意見を多数いただきました。地域にお帰りになって住民の方からご意見をいただくと、またいろんな問題もでてこようかと思っております。これなども踏まえまして検討し、最終的には立派な報告書ができるように、皆様とともに頑張っていきたいと思っております。

私は、社会教育に参加させていただくようになってかなりなるのですが、先日、東京に全国の総会に行きまして参りました。最近の動向を見ていると、まちづくりをやっているのか社会教育の話を知っているのか分からないくらいになってきました。というのは、10年以上前には、こういう「まちづくり」や「地域協働」という「住民が自主的に」といったとは少なかったように思います。そしてここ数年、境がなくなってきたように思います。いろんな行政説明などを聞いておりますと、いわゆる坂井市が協働のまちづくりと掲げているように、協働のまちづくりによる自主的運用できるような「まちづくり」、「絆づくり」をしていくことが社会教育の原点であると盛んに言っておりました。先日の生涯学習教育の局長さんにおきまして、何回も何回も繰り返して申しておりました。そう考えると、坂井市は相当進んでいるのではないかという感じを持ちながら、皆様のご意見を伺っておりました。あと4回ございますが、またたくさんのご意見をいただいて、立派なものに仕上げたいと思っております。今日は朝早くから、ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。副委員長にまとめていただきましたので、私からは申し上げることは特になのですが、昨年度のコミュニティセンター委員会の後半あたりから、議論が単なるコミセン化だけではなくまちづくりそのもの、こうあるべきという議論に移ってまいりました。本日、新しく参加された委員の方々からもそういう観点からの意見が多数寄せられて、大変心強く感じております。

今日も活発なご議論いただきましてありがとうございます。次回以降もぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

では、その他として、事務局の方で何かございませんでしょうか。

(まちづくり推進課長)

お配りの会議次第に記載させていただいておりますが、次回の検討委員会の開催日を7月17日の木曜日、午後2時からこの会場で開催したいと思っておりますので、委員の皆様、大変お忙しいと思っておりますが、ぜひご出席願ひたいと思っております。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。大変お忙しいとは存じますが、よろしくお願ひいたします。次回につきまして、何かございますでしょうか。

全体を通しまして、何かございましたらお受けしたいと思います。
よろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上をもちまして、第 7 回坂井市コミュニティセンター検討委員会の会議を終了させていただきます。会議の円滑な進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。今後予定されています検討委員会につきましても、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

終了 11 時 40 分